

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【速報版】

会 議 の 名 称	令和８年第２回取手市議会定例会			
招 集 年 月 日	令和８年　６月　５日			
招 集 の 場 所	取手市議会議場			
開会及び閉会 日時並びに その宣告者	開 会	令和８年　６月　５日午前１０時０５分	議　長	山野井　隆
	閉 会	令和８年　６月１９日午前１０時４４分	議　長	山野井　隆
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	7 番	海　東　一　弘	8 番	根　岸　裕　美　子

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和８年　６月　５日

1 番　長　塚　美　雪
 2 番　本　田　和　成
 3 番　岡　口　す　み　え
 4 番　古　谷　貴　子
 5 番　杉　山　尊　宣
 6 番　佐　野　太　一
 7 番　海　東　一　弘
 8 番　根　岸　裕　美　子
 9 番　久　保　田　真　澄
 1 0 番　鈴　木　三　男
 1 1 番　関　川

1 2 番　小　堤　修
 1 4 番　落　合　信　太　郎
 1 6 番　金　澤　克　仁
 1 8 番　山　野　井　隆
 1 9 番　染　谷　和　博
 2 0 番　佐　藤　隆　治
 2 1 番　入　江　洋　一
 2 2 番　赤　羽　直　一
 2 3 番　遠　山　智　恵　子
 2 4 番　加　増　充　子

令和8年第2回取手市議会定例会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 6月 5日午前10時05分			議長	山野井 隆	
	散会	令和8年 6月 5日午後 2時01分			議長	山野井 隆	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	彦 坂 哲		事 務 局 次 長	蛭 原 康 友		
	事務局長補佐	細 井 大 悟		事務局係長	森 口 幹 大		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市					長	中	村		修
教		育			長	石	塚	康	英
副		市			長	伊	藤		哲
副		市			長	黒	澤	伸	行
総	務		部		長	立	野	啓	司
政	策	推	進	部	長	渡	来	真	一
財	政		部		長	海	老	原	輝
健	康	福	祉	部	長	飯	山	貴	与
こ	ど	も		部	長	香	取	美	弥
ま	ち	づ	く	り	振	森	川	和	典
建		設		部	長	原	部	英	樹
都	市	整	備	部	長	浅	野	和	生
教	育		部		長	飯	竹	永	昌
消		防			長	岡	田	直	紀
会	計	管	理	者	長	斉	藤	理	昭
総	務	部	次	長	長	蛭	原	一	雄
健	康	福	祉	部	次	関	口	勝	己
都	市	整	備	部	次	稲	葉	克	彦
総		務		課	長	土	谷	靖	孝
管	財		課		長	山	田	英	紀
高	齢	福	祉	課	長	井	橋	久	美
農	政		課		長	鈴	木	正	美
環	境	対	策	課	長	吉	田	卓	也
管	理		課		長	山	田	哲	也
教	育	総	務	課	長	澤	部		慶
学	務		課		長	石	橋	陽	一
消	防	本	部	予	防	満		健	一
環	境	対	策	課	副	秋	田		諭
管	理	課	副	参	参	倉	持	哲	也
都	市	整	備	課	副	中	野	潤	一

スポーツ振興課副参事

野口勝彦

速報版・米校正

令和8年第2回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和8年6月5日（金）午前10時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	議案第27号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第29号	取手市税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第28号	取手市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第30号	取手市立取手東小学校体育館長寿命化改良・校舎改修工事請負契約の締結について
	議案第31号	藤代スポーツセンターLED照明器具の取得について
	議案第32号	消防団用防火衣の取得について
	議案第33号	消防指令車の取得について
	議案第34号	資機材搬送車の取得について
	議案第35号	消防団ポンプ自動車の取得について
日程第7	議案第36号	LED防犯灯の取得について（追認）
	議案第37号	LED防犯灯の取得について（追認）
	議案第38号	LED防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）
	議案第39号	LED防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）
日程第8	議案第40号	令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）
日程第9	報告第1号	令和7年度取手市一般会計予算の繰越計算書について
	報告第2号	令和7年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
	報告第3号	令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
日程第10	報告第4号	令和7年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和8年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について
	報告第5号	2025年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2026年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について
	報告第6号	令和7年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和8年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

日程第 11 選挙第 2 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の補欠選挙について

日程第 12 選挙第 3 号 利根川水系県南水防事務組合議会の議員の補欠選挙について

日程第 13 市政に関する一般質問

①金澤 克仁 議員

②久保田真澄 議員

③古谷 貴子 議員

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 27 号 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 29 号 取手市税条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 28 号 取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 30 号 取手市立取手東小学校体育館長寿命化改良・校舎改修工事請負契約の締結について

議案第 31 号 藤代スポーツセンターLED照明器具の取得について

議案第 32 号 消防団用防火衣の取得について

議案第 33 号 消防指令車の取得について

議案第 34 号 資機材搬送車の取得について

議案第 35 号 消防団ポンプ自動車の取得について

日程第 7 議案第 36 号 LED防犯灯の取得について（追認）

議案第 37 号 LED防犯灯の取得について（追認）

議案第 38 号 LED防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）

議案第 39 号 LED防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）

日程第 8 議案第 40 号 令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 報告第 1 号 令和 7 年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書について

報告第 2 号 令和 7 年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

報告第 3 号 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

日程第 10 報告第 4 号 令和 7 年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和 8 年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について

報告第 5 号 2025 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに 2026 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

報告第 6 号 令和 7 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和 8 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

日程第 11 選挙第 2 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の補欠選挙について

日程第 12 選挙第 3 号 利根川水系県南水防事務組合議会の議員の補欠選挙について

日程第 13 市政に関する一般質問

①金澤 克仁 議員

②久保田真澄 議員

③古谷 貴子 議員

令和8年第2回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	6 月 5 日	金	本会議	午前 10 時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 一部事務組合議会の議員の補欠選挙 一般質問（金澤・久保田・古谷議員）
2	6 月 6 日	土	休会		
3	6 月 7 日	日	休会		
4	6 月 8 日	月	本会議	午前 10 時	一般質問（岡口・長塚・染谷・入江・遠山議員）
5	6 月 9 日	火	本会議	午前 10 時	一般質問（根岸・佐藤・鈴木・小堤・落合議員）
6	6 月 10 日	水	休会		議事整理日
7	6 月 11 日	木	本会議	午前 10 時	一般質問（加増・佐野・本田議員）
8	6 月 12 日	金	本会議	午前 10 時	議案質疑・付託
9	6 月 13 日	土	休会		
10	6 月 14 日	日	休会		
11	6 月 15 日	月	委員会	午前 10 時	総務文教常任委員会
12	6 月 16 日	火	委員会	午前 10 時	福祉厚生常任委員会
13	6 月 17 日	水	委員会	午前 10 時	建設経済常任委員会
14	6 月 18 日	木	委員会	午前 10 時	議会運営委員会
15	6 月 19 日	金	本会議	午前 10 時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会

議事の経過

午前 10 時 05 分開会及び開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。よって、令和 8 年第 2 回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいてる皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会における会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、海東一弘君及び根岸裕美子さんを指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日から 6 月 19 日までの 15 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 6 月 19 日までの 15 日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、サイドブックに登載したとおりであります。

日 程 第 3 諸般の報告

○議長（山野井 隆君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、閉会中に行われました一部事務組合議会の報告については、サイドブックに登載したとおり、利根川水系県南水防事務組合議会について遠山智恵子さんから、取手地方広域下水道組合議会について入江洋一君から報告がありました。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブックに登載したとおり、市長から報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 27 号 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 29 号 取手市税条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第 4、議案第 27 号及び議案第 29 号を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、6 月 2 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 27 号及び議案第 29 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、議案第 27 号及び議案第 29 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は、6 月 12 日に行います。

日程第 5 議案第 28 号 取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第 5、議案第 28 号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、6 月 2 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 28 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、議案第 28 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

質疑に先立ちまして議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をたずねるために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言、及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 28 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に、表決には条件を付けることができないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第 28 号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

議案第 28 号、取手市印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 30 号 取手市立取手東小学校体育館長寿命化改良・校舎改修工事請負契約の締結について

議案第 31 号 藤代スポーツセンターLED照明器具の取得について

議案第 32 号 消防団用防火衣の取得について

議案第 33 号 消防指令車の取得について

議案第 34 号 資機材搬送車の取得について

議案第 35 号 消防団ポンプ自動車の取得について

○議長（山野井 隆君） 日程第 6、議案第 30 号から議案第 35 号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、6 月 2 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 30 号から議案第 35 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、議案第 30 号から議案第 35 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。議案第 30 号についてお伺いします。今回の東小学校の長寿命化改良・校舎改修工事で、利用されている学校の皆さんは、待ちに待ったということは十分伺っております——40 年たったということ。それはいいんですけども、今、中東情勢の問題では、資材がなかなか入らない、そういう物価高騰の中で大変だという話が、毎日、新聞報道・テレビ等で出されておりますが、この学校のこの工事については、見通しとしてはどのように見ているのでしょうか、伺います。

〔24 番 加増充子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、加増議員の御質疑に答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、現在の中東情勢の緊迫化に伴う世界的な物流の影響、資材調達における不透明感につきましては、十分認識しているところでもございます。しかしながら、本工事につきましては、児童の安全で快適な教育環境を早期に整備するため、極めて重要な事業でありまして、本年度末までの工期を前提として提出させていただいているところでもございます。市といたしましては、まずは工期内の完了に向けて、受注者に対して、資材の早期の手配等を検討し、また綿密な工程管理を行うよう、連携を図ってまいりたいと思っております。今後、施工の過程におきまして、情勢の変化に伴う不測の事態が生じた場合には、発注者と施工者等も適宜協議を行いまして、教育活動への影響を最小限に抑えつつ、工事が完了できるよう進めていきたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） その都度、連携を図っていき、連絡を取り合うということなんですけれども、もしもそういう事態になった場合は、早急に議会に報告なり——それらの報告ということは、あるという考えですね。

○議長（山野井 隆君） 教育総務課長、澤部 慶君。

○教育総務課長（澤部 慶君） ただいまの加増議員の御質疑に答弁を申し上げます。議会への報告ということでございました。先ほど部長からの答弁もありましたとおり、中東情勢の不透明さというのは、様々な点で影響を及ぼす可能性がある、この点については承知をしております。また、それに伴って、例えば議決内容の変更ですとか、予算内容の変更等がある場合につきましては、その折に触れまして、御報告・御協議を申し上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

○24 番（加増充子君） 以上です。

○議長（山野井 隆君） 分かりました。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 30 号から議案第 35 号までにつきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号から議案第 35 号までは、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 30 号から議案第 35 号までを採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 30 号、取手市立取手東小学校体育館長寿命化改良・校舎改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議案第 31 号、藤代スポーツセンターLED照明器具の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

議案第 32 号、消防団用防火衣の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

議案第 33 号、消防指令車の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議案第 34 号、資機材搬送車の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は

賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、消防団ポンプ自動車の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第36号 LED防犯灯の取得について（追認）
議案第37号 LED防犯灯の取得について（追認）
議案第38号 LED防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）
議案第39号 LED防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）

○議長（山野井 隆君） 日程第7、議案第36号から議案第39号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、6月2日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第36号から議案第39号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、議案第36号から議案第39号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号から議案第39号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号から議案第39号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 36 号から議案第 39 号までを採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 36 号、LED防犯灯の取得について（追認）を、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

議案第 37 号、LED防犯灯の取得について（追認）を、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

議案第 38 号、LED防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）を、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

議案第 39 号、LED防犯灯の取得に係る議決事項の変更について（追認）を、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 40 号 令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（山野井 隆君） 日程第 8、議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、6 月 2 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 40 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、議案第 40 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。本会議にお

ける質疑は、6月12日に行います。

- 日程第9 報告第1号 令和7年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書について
- 報告第2号 令和7年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
- 報告第3号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

○議長（山野井 隆君） 日程第9、報告第1号から報告第3号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、6月2日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。報告第1号から報告第3号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、報告第1号から報告第3号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうから、報告第2号、令和7年度取手市一般会計予算繰越明許費の繰越計算書について、ちょっと1点、確認といたしますか質疑を行います。本来であれば、商品券の状況なども確認したいところなんですけれども、同僚議員のほうから質問が用意されているということなので——それはともかくとして。一番下段、2ページになります。下段の取手駅前公衆トイレ設置事業、6,800万円という——私からしたら高額な額だという認識なんですけど、先日、市民の方から、「大分汚れてる。きれいにできたばかりのトイレなだけに残念だ」という声がかかりまして、ちょっとそのことは、もう担当課のほうに即連絡をさせていただきました。ほかの議員からも何かそういう話もあったと聞いてるんですけども、確認はされたのでしょうか。どういうシステムになっているのかを、ここで確認をしたいと思います。システム……。

○議長（山野井 隆君） これ、すみません。報告案件に対する質疑なんですけど、これはトイレの衛生環境についての質問になってしまいますので。

○23番（遠山智恵子君） 報告だからここで終わりでしょう。この案件、ここで終わりだということで、ちょっと質疑をさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） これ、議案外になりますよね。

○23番（遠山智恵子君） いやいやいや、違う。6,800万円、予算化されてるんですけど

……。

○議長（山野井 隆君） そのとおりです。認めません。やれる場所がありますので、ここでお願いできませんか。

○23 番（遠山智恵子君） 私、総務なんだけど。総務でやりますかということで、じゃあ総務で——総務文教常任委員会でやりますので、よろしくお願いします——委員長。

○議長（山野井 隆君） そうしてください。そのほうが詳しい議論できるんじゃないかと思います。お願いします。

○23 番（遠山智恵子君） 総務で、環境なのに、いいのね。——いいということなので、じゃあそのようにします。

○議長（山野井 隆君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10 報告第 4 号 令和 7 年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和 8 年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について

報告第 5 号 2025 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに 2026 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

報告第 6 号 令和 7 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和 8 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

○議長（山野井 隆君） 日程第 10、報告第 4 号から報告第 6 号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、6 月 2 日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。報告第 4 号から報告第 6 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数です。したがって、報告第 4 号から報告第 6 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。報告第 5 号、2025 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに 2026 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について、質疑をいたします。2025 年度事

業報告の3ページ目になります。「(2) 家族会の実施について、感染防止対策により中止」とありますが、昨年度も1度も開催されておりません。また2026年度事業計画の35ページにも引き続き家族会の実施と計画にあります。ほかの施設では様子を見ながらこの家族会等を実施されているところもあります。家族や入所者にとってとても大事な場であると考えますが、どのようにになったら再開されるのでしょうか。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君） お答えいたします。緑寿荘の家族会とは、御家族からの施設評価や情報共有の場として計画しております。8月と12月に行われていた夏まつりと冬まつりの際に、お祭りの開催時間前に御家族に集まっていただき開催しております。内容は、御家族に緑寿荘が実施している内部評価や外部評価の報告、家族向け認知症に関する勉強会、在宅復帰に向けた車椅子の使用法、おむつの当て方や食事相談などの介助方法の御紹介です。感染症防止対策で中止の判断は、施設長である医師が判断しております。判断基準としましては、施設内外の高齢者が罹患すると重症化するインフルエンザやコロナなどの感染症の状況としております。再開する際も、その状況を判断して——状況を勘案して判断しております。なお、中止した場合の対応策として、面会は随時実施しておりますので、家族との交流の場を設けております。緑寿荘が実施している内部評価や外部評価の報告は、家族宛てに宛てた広報紙で報告しております。家族向け勉強会については、ご利用様が在宅復帰する際に、御自宅に事前に訪問して、御自宅の状況に合わせて御相談に応じております。以上となります。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。続いて、同じく2025年度事業報告の6ページ目の包括的支援事業の運営の中で、総合相談支援事業の相談件数が1万4,075件となっております。昨年度の報告では1万3,774件でした。1か月を20日として計算すると、1日当たり58.64件になりますが、どのように対応されているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） 相談件数の内訳としましては、延べ対応件数となっているため、一人でいろいろな課題を抱えているため、対応が多岐にわたり相談件数も増加しております。内訳としまして、実人数2,653人、実件数7,494件で、現在職員6名で対応しているため、1日平均1人5件程度になります。対応の仕方としましては、電話対応であったり、必要に応じて訪問であったりとか、その都度、必要な支援を行っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。詳細が分かったので安心しました。

次、その下の権利擁護の相談件数も、昨年度 1,385 件、今年は 1,592 件と増えております。どのような相談が増えているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。全体の相談件数は増加していますが、その主な原因としましては、成年後見制度関連の相談が増加しております。その背景としまして、75 歳以上の高齢者や独居高齢者の増加が要因と考えられております。以上です。

○8 番（根岸裕美子君） ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑ありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 私のほうからは報告第 6 号です。毎年、質疑をさせていただいて、この農業公社——取手の農業は家族農業が比較的、県内でも多いほうだというふうに聞いてます。そういう意味では、農業公社はとても今、有効な施設というふうに認識しておりますので、確認をしていきたいと思います。まず 1 点目は、利用状況。利用の申出があるんだけど、断っている件数というか、そういう状況があるのか、ないのか。十分満たされているのか、まず伺います。

〔23 番 遠山智恵子君質疑席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、遠山議員の御質疑に答弁をさせていただきます。公社の利用の申出については、お申出をいただければ、対応しているといったような状況になっております。現在の利用の状況ということでお話をさせていただきますと、育苗事業や稲刈り事業などについての利用者については、例年、横ばいといったような状況になっております。ただ、令和 7 年度の乾燥調製につきましては、約 12 ヘクタールの面積が増えたというふうなことでなっております。これは主に、比較的大きな面積を持っています、お二人の担い手の方が新たに御利用いただいたことにより、増となったということでございます。一方で、公社を利用いただいている営農者の中には、生産そのものを担い手のほうにお願いをしていたり、そういう形で利用されなくなった方、またビニールハウスですとか乾燥機などが壊れてしまったために、公社を新たに利用するといったような方も一定数おありまして、利用者としては流動的な状況にあるというふうに考えております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 随分、利用状況というか利用者層が変わってきてるんだなというのは、またこれも時代の流れなのかなというふうに理解をしています。令和 8 年度の予算額が、ちょっとそれにしても減額予算化されているようなので、その辺は例年のよう

に申込みがあれば利用できるように、ぜひ、その辺は対応していただきたいというふうに思います。

2点目なのですが、報告の中に、サウンディング型市場調査を行って、その結果を受けて令和7年度——昨年、私たち常任委員会のほうで視察があって、私も同行させていただいたという経緯がありますけれども、どのような内容だったのか、それで今後どのように対応されていくのかを伺います。

○議長（山野井 隆君） 農政課長、鈴木正美君。

○農政課長（鈴木正美君） お答えさせていただきます。今お話があったように、令和6年度にサウンディング調査のほうを実施しております。そのサウンディング調査の中で、育苗施設と乾燥調製施設の両方の調査対象ということで行いましたが、応募については育苗施設のみで1者の応募という形となりました。結果としましては、播種機と——播種機というのは種まき機なんです、播種機と育苗の自動積み重ね装置というのがありまして、そちらのほうを最も急務に更新をしたほうがいいんじゃないかという、その機器の更新ということで提案がございました。また、その中で機器や鋼材の値段のほうは、今、高騰という状況になっておりますので、それを考えた場合、できるだけ早めに機器の更新をやったほうがいいんじゃないかという、そういった意見がございました。今後の整備計画ということなんです、今おっしゃったとおり、育苗施設のほうは急務ということですので、その育苗施設のほうを先に、今後、機器の更新ということで行う予定でいます。今年度、令和8年度にその育苗施設の——先ほど言いました播種機——種まき機の更新というのを今年度やるということで予定しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 分かりました。市の補助金も増額されてたということで、市政の——取手市の市政としては農業を守るという、そういう意味では理解をしています。視察のときも、やはり皆さん一緒に共有されたのが、乾燥機の——いつ使えなくなるかという、その辺も心配されているというふうに私も認識しているんですが、そうすると、万が一使えないとなると大事になるので、その辺も私も常々、年次計画を立ててということではきてたんですけど、その辺も見通しを持って進めていただきたいと思います。取りあえず今年度はそういうことだということで、事業の中身は分かりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11 選挙第 2号 常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の補欠選挙について

○議長（山野井 隆君） 日程第11、選挙第2号、常総地方広域市町村圏事務組合議会の議員の補欠選挙を行います。

現在、赤羽直一君が同組合議会議員を辞職したことに伴い、欠員が生じております。この欠員により選出する議員数は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推薦のいずれの方法にいたしますか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） ただいま投票との声がありました。したがって、選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。なお、得票数が同数の場合は、くじ引により当選者を決定いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議会事務局次長 蛭原康友君が議場を閉鎖〕

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員数は21名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に金澤克仁君、染谷和博君、関川 翔君、加増充子さん、佐野太一君を指名します。

なお、無会派クラブ代表の根岸裕美子さんが会議録署名議員に指名されているため、議会運営委員会の申合せにより、根岸裕美子さんの了解を得て、本日に限り、同会派の佐野太一君を立会人に指名しています。

投票用紙を配布させます。

〔議会事務局長補佐 細井大悟君及び議会事務局係長 森口幹大君が投票用紙を配布〕

○議長（山野井 隆君） 配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 配布漏れ、なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票箱を改めさせます。

〔議会事務局次長 蛭原康友君が投票箱を改める〕

○議長（山野井 隆君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に、前の方に続いて投票をお願いします。

〔順次投票〕

○議長（山野井 隆君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会事務局次長 蛭原康友君が議場を開鎖〕

○議長（山野井 隆君） それでは、開票を行います。

金澤克仁君、染谷和博君、関川 翔君、加増充子さん、佐野太一君、開票の立会いをお願いします。書記席前までお願いします。

〔6番 佐野太一君、11番 関川 翔君、16番 金澤克仁君、
19番 染谷和博君、24番 加増充子君の立会いの下、開票〕

○議長（山野井 隆君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 21 票

有効投票 21 票

無効投票なしです。

有効投票のうち、小堤 修君 16 票

本田和成君 5 票

以上のとおりです。

法定得票数は、有効投票総数から選挙で選ぶ人数を割り、その 4 分の 1 以上、この選挙の法定得票数は 6 票です。したがって、小堤 修君が、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選された小堤 修君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

小堤 修君、当選を承諾されますか。

〔12 番 小堤 修君うなずく〕

○議長（山野井 隆君） 議長は承諾を確認しました。

日程第 12 選挙第 3 号 利根川水系県南水防事務組合議会の議員の補欠選挙について

○議長（山野井 隆君） 日程第 12、選挙第 3 号、利根川水系県南水防事務組合議会の議員の補欠選挙を行います。

現在、赤羽直一君が同組合議会議員を辞職したことに伴い、欠員が生じております。この欠員により選出する議員数は 1 名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） ただいま指名推選との声がありました。したがって、選挙の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、利根川水系県南水防事務組合議会議員に、住所、取手市台宿二丁目 22-54、氏名、海東一弘君、年齢、53 歳を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました海東一弘君を、利根川水系県南水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました海東一弘君が、利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選しました。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

海東一弘君、当選を承諾されますか。

○7 番（海東一弘君） はい、よろしくお願いします。

○議長（山野井 隆君） 議長は承諾を確認しました。

日程第 13 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 13、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますのでご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

初めに、金澤克仁君。

〔16 番 金澤克仁君登壇〕

○16 番（金澤克仁君） 創和会の金澤克仁でございます。私は抽せんで 4 番目のくじだったんですけれども、期せずして、私の番に回ってきて 1 番目が空いてたので、1 番となりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。今回は、3 点質問させていただきます。桑原地区区画整理事業、また部活動の地域展開、最後に団体活動時の保険適用についてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、桑原地区の区画整備事業についてでございます。取手市が地域の活性化を図る上で、地域の特性や住民の声を反映させた持続可能なまちづくりを進めていくことは、非常に重要な施策であると考えます。その一環として進められている桑原地区活力創造拠点整備推進事業は、地域の魅力を引き出し、住民の暮らしの質を向上させる重要な取組だと認識しております。しかしながら、こうした大規模な事業を進めていく上では、透明性の確保や地域住民の理解・協力が重要な鍵を握るものと考えます。

それでは、まず初めに、事業協力者について質問をします。昨年度、イオンモール・イ

オンタウン共同事業体と取手市を含めた準備組合との三者の覚書を解除されたことで、市民の皆さんからは、「イオンの出店計画はどうなったのか」とか、「いつできるのか」という質問を受けることが多くなりました。この点について、市や準備組合としてはどのように考え対応しているのか、協議の状況や経緯について、改めてお伺いいたします。

〔16 番 金澤克仁君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。昨年度、事業協力者であるイオンモール株式会社・イオンタウン株式会社から、準備組合に対しまして2つの提案がなされました。1つ目が、地区全体の土地利用計画の立案及び区画整理事業全体の確実な遂行を目的として、業務代行方式を導入すること。2つ目が、事業協力者の土地利用範囲を南側の代替区としたい、というものでございました。この提案を受けまして準備組合におきましては、業務代行方式の実現可能性や事業への効果について慎重に検討を重ねた結果、昨年9月の準備組合総会において、業務代行方式への移行が正式に決定されました。こうしたことから準備組合におきましては、業務代行方式へ移行することに伴い、早期の業務代行者の公募を目指し、民間事業者に対してヒアリング調査を進めてまいりました。あわせて、準備組合では引き続きイオンとの土地利用協議は継続しつつも、事業協力者として結んでいた取手市を含む三者覚書を一旦解約し、イオンモール・イオンタウン共同事業体に対する事業協力者の選定を解除いたしました。このようなことから、今後、業務代行優先交渉権者が新たに選定された暁には、一エンドユーザーとしてのイオンと業務代行優先交渉権者とが、様々な条件を整理して、双方協議を行いながら参画の方向性を探っていくということになると考えられます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） ありがとうございます。イオン側からは、南側の街区に出店したいという要望があるというところですが、一番聞きたいのは、結局のところ、このイオンには出店の決定権、これはあるんですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、金澤議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほど部長答弁でもありましたとおり、今後、業務代行優先交渉権者が新たに選定された暁には、その業務代行優先交渉権者が地区全体の土地利用のコーディネートすることとなります。したがって、優先交渉権者がイオンを含めた様々な土地利用候補者と協議しながら、条件整理し、土地利用計画を提案していただくこととなります。このようなことから、土地利用に関する計画策定は、今般決定する業務代行優先交渉権者が行っていくこととなります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 分かりました。——ないということで理解しました。

次に——とにかく、イオンの出店については、市民の皆様が最も気にしているところでございますので、透明性の確保の点からも、引き続き丁寧に説明とか発信はしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、ホームページ上でも出てますが、5月26日に公募が開始された業務代行優先交渉権者について、お伺いをいたします。そのところに至る経緯について、どのような背景やプロセスがあり、業務代行者から優先交渉権者という現在の段階に至ったのか、お尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、お答えさせていただきます。準備組合では、早期の事業推進を図るため、業務代行者の公募を目指し、民間事業者に対するヒアリング調査を実施してまいりました。その過程で、各事業者からは次のような意見が寄せられました。まず、「地元の地権者と丁寧にコミュニケーションを図りながら、将来の土地利用に関する意向を確認する必要があること」。さらに、「本事業が60ヘクタールを超える大規模なプロジェクトとなることから、エンドユーザーの確保を通じて事業の成立性を高めるためには、一定の時間を要すること」との意向が示されました。こうした意見を踏まえ、準備組合としましては、即座に業務代行予定者の公募を行うのではなく、その前段として細目協議を行った上で業務代行予定者になっていただくよう、優先交渉権者の公募を行うことが適切であると判断いたしました。そのため準備組合では、先月、総会の議決を経て、優先交渉権者の公募を開始いたしました。本市としても、準備組合が行った検討や意思決定のプロセスを尊重し、今後とも円滑な事業推進に向けて必要な支援を行ってまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 5月23日に準備組合の総会が開かれて、その議決を経て今に至っているということですが。60ヘクタールを超える大規模なプロジェクトがゆえに、地権者と丁寧なコミュニケーションを図りながら将来の土地利用の意向確認をするのに、一定の時間がかかるということはよく分かりました。また、事業の成立に直結する土地利用者の確保が重要だと考えますので、慎重に協議を進めてほしいと思います。

次に、業務代行優先交渉権者とは、どのような役割を担って、この事業においてどのような位置づけとなるのか、具体的な内容についてお尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、お答えさせていただきます。業務代行優先交渉権者とは、区画整理において、準備組合と連携し基本設計や土地利用計画の精査を行い、組合設立後には業務代行者として事業推進の中心となる事業者となります。その選定プロセスは3段階ありまして、1段階目として、まず公募型プロポーザルにより業務代行優先交渉権者を選定します。2段階目として、準備組合と随意契約を結ぶ業務代行予定者として位置づけ、3段階目として、組合の成立後に正式契約を結ぶ業務代行者となる、という3段階で進みます。

最初の段階であります業務代行優先交渉権者は、準備組合が優先的に条件交渉を行う事

業者であり、事業計画の具体化や地権者の合意形成、そして土地利用の確保などに取り組み、事業の実現性を高める重要な役割を担います。次の業務代行予定者では、事務局運営や実施設計、事業計画案の作成、地権者説明などを通して、準備組合と協力しながら、組合設立に向けた基盤を整えます。そして、業務代行者の段階では、本組合設立後に、事業の具体的な実行役として区画整理事業を推進する責務を担います。このプロセスは、昨今、経済状況の変化が激しい現代において、事業の効率性や実現性を確保するための一般的かつ有効な手法であり、業務代行優先交渉権者は、事業全体を支える極めて重要な存在だと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） ありがとうございます

〔16 番 金澤克仁君資料を示す〕

○16 番（金澤克仁君） この資料を我々にもお示しいただいて、5月に詳しく説明を頂いたんですけれども。なかなか、この3段階踏んでいくというのは、正直詳しく御説明いただかないと分かりにくいところがございますが。業務代行優先交渉権者から、次に業務代行予定者、次、本組合が設立になった際には、業務代行者となって区画整理のかじ取り役となって進めていくことが、こういうやり方が全国的にも一般的であるという、それでこのやり方が何か特質——特異なものでもないということは理解はいたしました。ただ、令和9年の6月に業務代行予定者に移行してという、この流れとかをぜひぜひしっかりと説明責任を果たしていただきたいと思います。

次に、この事業を着実にしっかりと進めていくためには、今後どのように進めていく予定なのか。今実際、この5月26日から公募になっておりますが、その辺のスケジュールも含めて、具体的な方針についてお尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備課副参事、中野潤一君。

○都市整備課副参事（中野潤一君） お答えいたします。今後のスケジュールにつきましては、まず5月26日から公募を開始しておりますが、審査を経て、7月25日に準備組合の総会において業務代行優先交渉権者を選定する予定となっております。優先交渉権者が選定された後、準備組合、優先交渉権者、市の三者で協議を行い、それぞれの役割や責任を明確にした基本協定を締結する予定としております。

この優先交渉権者の役割としましては、民間ノウハウを生かした土地利用者の確保及び地権者合意形成の醸成に向けた実務支援を担い、事業成立性の確認を行ってまいります。

準備組合の役割としましては、事業推進に係る意思決定を行い、また地権者の合意形成の主体として、全地権者への周知や合意取得の中心的役割を担っていきます。

そして、市の役割としましては、土地区画整理法第75条に基づく技術的援助や助成要綱に基づく助成金交付の検討措置を行います。さらには、優先交渉権者から、専門的な知識やノウハウを生かした具体的な提案を頂き、この提案を基に細目協議を行い、新たな取手の求心力を担う活力創造拠点づくりとして、行政として支援制度の調査研究や独自の提案について協議を行いながら、事業の実現性をさらに高めていきたいと考えております。今後とも、関係者間の連携を強化しながら、事業の推進に向けて引き続き取り組んでまい

ります。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 今の説明の中で1点だけ、我々が頂戴した資料では、業務代行優先交渉権者の選定——要は今の準備組合の総会ですね、7月25日というふうに頂いているんですけど、今の説明は26日とおっしゃいました。——どちらになりますか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備課副参事、中野潤一君。

○都市整備課副参事（中野潤一君） 7月25日でお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 25日に大変重要な総会になると思いますので、市としてもしっかりと——この選定委員の中にたしか準備組合の理事さん以外に部長も入るということを聞いておりますので、ぜひぜひしっかりとサポートして、素晴らしい事業者を選定していただきたいと思います。

それでは次に、この事業を進める上で予想される課題や、現時点で既に認識している何か問題点とかあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。この業務代行優先交渉権者につきましては、事業の成立見込みを十分に確認した上で、次の段階である、業務代行予定者となることを想定しております。そのためにはまず、土地利用者、特に保留地の処分先を確保することが重要な課題となります。保留地処分先の確保は、事業収支の安定性を確保する上で不可欠でありまして、優先交渉権者が市場動向を的確に把握しながら、適切な工法を選定していく必要があります。

また、事業費の精査も重要なプロセスの一つであります。これによりまして事業計画の実現可能性を高めるとともに、地権者の皆様に対して、具体的かつ信頼性のある事業スキームを提示することが可能となります。市としましても区画整理事業の推進に向けまして、準備組合や優先交渉権者と緊密に連携をしまして、関係機関との調整、情報提供、地権者説明会の開催支援など、事業推進に向けたあらゆる取組を積極的に行っていくことが大切であると考えております。

桑原周辺地区は、取手市の求心力を高める活力創造拠点として期待されており、市としましても、優先交渉権者との細目協議を通して、市長が掲げる、訪れたい・住み続けたい都市空間の創出の方針を基軸として、地域が輝く活力拠点の創造につながる事業を着実に推進していきたいと考えているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） この桑原地区の活力創造が、取手市全体の発展にもつながるよう、そして将来、市民にとって有益な事業になるように期待をしているところです。

それでは最後に、実はこれまでの経緯の中で、平成19年度に取手市議会が桑原地域市街化構想の実現への請願を採択と。これがきっかけでこの事業が推進しているわけですが、まさしくこの請願の紹介議員は今の中村市長だったと記憶をしております。ぜひ、議長の議事整理権になりますが、取手市の決意として、今後桑原地区のまちづくりをどの

ように進めていくのか、ぜひ市長の答弁を求められればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） それでは、金澤議員の答弁をしたいと思います。私も平成 19 年に請願議員ということで、これには責任をすごく感じているところでもありますけども、改めて今の立場から——桑原地区のまちづくりのこの方針としては、総合計画や都市マスタープラン等の上位計画に基づいて平成 29 年に地権者との皆様と作成した、桑原周辺地区土地利用基本構想というのがございます。この基本構想では、区画整理事業によって整備される大街区に広域圏を対象とした新たな都市型の交流拠点を整備し、市の内外から多くの人が集い、当市がさらなる発展を遂げる起爆剤とすることが掲げられているところがございます。そうしたことから、桑原地区における土地区画整理事業につきましては、将来にわたり取手市の活力を創出して魅力あるまちづくりの実現を図る、大変重要な取組であると認識しています。私としても、この約 65 ヘクタールの区画整理事業という規模を最大限活用した、ほかにはない、取手市だけの魅力的なまちをつくらせていきたい。そのように願っているところがございます。

このたび、準備組合が進める業務代行優先交渉権者の公募は、事業を円滑に推進するために地区全体の土地利用のイメージを御提案いただき、事業の確実性を高めていく最も望ましい手法であると、そういうふうと考えています。市としましては、早期実現化に向けた検討を着実に前進させるために、引き続き地権者の皆様の高い開発志向の思いに寄り添って、この事業が必ずや実を結ぶよう、関係機関と連携して、新たな取手の求心力を担う活力創造拠点づくりの全面的な支援をしていく、そういった所存でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 中村市長、ありがとうございます。この 65 ヘクタールの広大な土地利用を、ほかにはない、この取手市の魅力的なまちづくりを進めていきたいということで、市としても全面的な支援をしていくというお言葉でした。ぜひ、よろしくお願いします。本当に桑原地区の活力創造が取手市全体の発展にもつながるよう、そして将来、市民にとって有益な事業となるように期待しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、これでこの質問は終わります。

続きまして、部活動地域展開についてです。この質問は、今まで多くの議員が質問をされてきたと思います。改めて、令和 8 年度から本格的に始まったことを受けて、なぜ部活動を地域展開することになったのか、事業の目的や本格実施までの経緯についてお尋ねをしていきたいと思います。それでは、まず事業の目的について、お尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、金澤議員の御質問に答弁させていただきます。本来、部活動は、生徒が共通の目標に向けて努力することで、責任感や連帯感を養う貴重な

学びと成長の場となっておりました。しかしながら、少子化に伴う部員数の減少により、学校によっては休部や廃部となってしまうたり、教員の働き方改革が推進されている中、部活動をめぐる環境が大きく変化しております。そういった中で、令和7年5月、スポーツ庁から、今後の改革の方向性としまして、令和8年度から令和10年度を改革実行期間前期、令和11年度から令和13年度を改革実行期間の後期として、休日の学校部活動を改革実行期間内に、原則としまして全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すことが示されました。

令和7年6月にスポーツ基本法が一部改正され、地方公共団体において、中学生の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会の確保に努めることと示されました。同年12月には、令和8年度から新たに改革実行期間がスタートすることを踏まえまして、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが国により策定されました。このことにより、地域クラブ活動の推進が明確に位置づけられ、部活動の在り方が変化しまして、現在、全国で大きな転換期を迎えております。部活動地域展開を進め、少子化が進む中におきましても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツや文化・芸術活動に親しむ機会を確保・充実させることが主な目的となっております。取手市の取組や経過につきまして、詳細につきましては担当より答弁させていただきます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

スポーツ振興課副参事、野口勝彦君。

○スポーツ振興課副参事（野口勝彦君） 金澤議員の質問に答弁いたします。取手市の取組と経過について、お答えします。市では国の方針を受け、令和5年度から取組を開始しました。スポーツ・文化団体の関係者、部活動指導者、中学生の保護者、学識経験者、その他、教育委員会関係課管理職などで構成する取手市部活動地域移行推進協議会を立ち上げ、取手市の特性に合わせた事業展開について議論を始めたところです。その間、モデル事業として、野球では取手一中・藤代中・藤代南中が、剣道では藤代中と藤代南中が活動を開始しました。令和6年度には参加校及び参加競技を増やし、5競技7クラブ、令和7年度には文化部の吹奏楽部を加えて、8競技12クラブでモデル事業を展開しました。

事業を展開するに当たり、中学生・保護者及び教職員等に対して令和5年度から毎年度アンケートを実施し、地域展開の認知度や参加意向等を調査して、事業展開に生かしてまいりました。昨年度の令和7年度はモデル事業の最終年度となることから、中学校の校長・教頭先生からヒアリングを実施するとともに、アンケートは次年度以降、中学生となる小学5・6年生の保護者も加えて、より幅広く意見の聴取に努めました。

また、中学生及び小学生の保護者、学校関係者を対象とした説明会を取手地区と藤代地区で2回実施し、約160名の保護者等に参加いただきました。さらに、各中学校を訪問して、中学1・2年生や教職員、保護者に対し説明会を実施することで、より理解度を深めた次第です。そのような経過を経て、令和8年度から休日の中学校部活動を地域クラブとして本格実施いたしました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 丁寧な説明ありがとうございました。部活動地域展開事業の目的は、急激な少子化であったり、学校の先生方の働き方改革などによって、地域全体で部活動を支えていくということで、よく分かりました。また取手市は、令和5年度から3年間はモデル事業の実施や情報収集など、令和8年度からの本格実施に向けて準備を進めてきたということです。私も実際、県の教育委員会のホームページで、令和5年・6年度と取手市の報告を拝見しました。それぞれ20ページとか30ページ近く詳細に報告を書いていただいております。また今、答弁の中にもありましたように、保護者説明会や学校に赴いての説明会等、丁寧に準備していただいたことは理解しております。そのような準備期間を経て、令和8年4月から休日の部活動地域展開事業を開始したと思いますが、令和7年度までに実施したモデル事業と、何か変わった点はあるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課副参事、野口勝彦君。

○スポーツ振興課副参事（野口勝彦君） 答弁いたします。令和8年4月からの現状ですが、部活動地域展開のモデル事業が令和7年度で終了し、令和8年度から地域クラブでの本格実施となりました。まず、令和7年度までのモデル事業と本格実施での変更点について御説明いたします。主な変更点は大きく分けて3つあります。1つ目として、これまでの部活動は平日のみの活動となり、土日は地域クラブでの活動となります。野球を例にとって説明させていただきますと、平日はこれまでどおり中学校での部活動として活動し、土日・祝日は野球の地域クラブで活動します。

2つ目として、地域クラブに参加する生徒の保護者から参加費を負担いただきます。令和7年度まではモデル事業として進めておりましたので、県からの委託金と市の一般財源で事業費を捻出していました。令和8年度からは本格実施となるので、総事業費のうち、指導者の謝礼や本人の保険料等の一部を保護者の皆さんから御負担いただきます。負担額としましては、年会費2,000円、月会費3,000円となります。地域クラブ活動の運営に要する経費を試算しますと、受益者負担のみで賄う場合には、月額5,000円程度の会費が必要となる見込みです。しかしながら、本事業は子どもたちの継続的なスポーツ・文化活動の機会を確保する目的とした事業でございます。不足分については、市の一般財源を活用しながら事業を推進してまいります。なお、世帯の収入状況に応じた減額制度も設けております。

3つ目は、クラブごとに活動理念や参加費等に差が生じぬよう、行政が主体となり、地域クラブ活動の運営を担う任意団体、取手市地域クラブ活動推進協会を創出しました。以上が、本格実施後の主な変更点になります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） ありがとうございます。少し私事になりますが、私も中学生の息子がおるものですから、これについては本当に家族でもいろいろと話をしてきましたし、現在もしております。変更点が3つあるということでございました。その中で2つ目の変更点で、年会費や月会費が発生したということで、年会費が2,000円、月会費が3,000円ということで、講師謝礼や、また参加する子どもの保険料に充てられると。また、収入によって減額の制度なんかもやっておる——実施しているというところでございますが。実

際、今、年会費や月会費を預かり始めてるところだと思うんですけども、これについて保護者や、また学校などから何か御意見はありましたでしょうか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課副参事、野口勝彦君。

○スポーツ振興課副参事（野口勝彦君） 答弁いたします。会費につきましては、生徒及び保護者を対象にアンケート調査を実施し、その中で年会費や月会費に関する意見も伺いました。その結果、「年会費や月会費が必要となることはやむを得ない」「費用がかかっても、子どもが希望するのであれば参加させたい」といった意見が多く寄せられました。また、「子どもたちのために充実した活動環境をつくってほしい」との意見も多く寄せられております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 分かりました。この費用については、正直、高い安いというのはいろんな基準等あると思います。今始まったばかりなので、今後、例えば実際こうやって運営してみて、もう少し下げられるんじゃないかとか、様々な状況変わってくると思いますので、しっかりと推移を見守って、保護者そして子どもたちが学びやすいというか、参加しやすいような状況にしていただければと思います。

それでは、変更点の3つ目、運営を担う取手市地域クラブ活動推進協会を創設したということですけども、この協会の具体的な運営内容というのはどのようなものなんですか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課副参事、野口勝彦君。

○スポーツ振興課副参事（野口勝彦君） 答弁いたします。運営の内容としましては、地域クラブ活動全体の運営、参加費の徴収、指導員・保護者・学校及び教育委員会や関係団体との連絡調整などの事務を行います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 分かりました。これから非常に重要な——今でも重要だと思いますが、これから重要な組織となってくると思いますので、しっかりと組織の拡充というか——も市としてしっかり寄り添っていただければと思います。

それでは、部活動の地域展開を本格実施した令和8年4月からの現状について、お伺いをいたします。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課副参事、野口勝彦君。

○スポーツ振興課副参事（野口勝彦君） 答弁いたします。4月からの地域クラブ活動の状況ですが、5月6日水曜日までを体験期間として、地域クラブ活動を5月9日土曜日から正式稼働いたしました。しかしながら、本格実施の初年度ということもあり、昨年度までモデル事業を実施していた部活動を除いて、入会手続等で部活動と地域クラブの違いについて問合せが続いたこともあり、5月17日、日曜日までを体験期間の延長としました。その際に、体験入会者と正式入会者が混在した期間がありましたが、10競技39クラブが地域クラブとして活動を始めました。内訳として、運動部が35クラブ、文化部は4クラブとなります。

指導員については約78名の登録があり、指導に当たっていただいております。それで

も一部のクラブ——ソフトテニスで指導者が不足しているため、取手市スポーツ協会やスポーツ少年団に呼びかけをしているところもございます。

また、現在の部活動にはない種目になりますが、生徒へのアンケートでも要望があった陸上競技を練習会として4月・5月に開催して、多くの生徒が参加していただきました。文化部の活動では、取手市内吹奏楽部が文化事業団主催のジャズフェスティバルに地域クラブとして参加するなど、活動が始まっています。なお、現在の地域クラブ入会者は752名となりました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 分かりました。今、最後に、地域クラブの入会者は752名という答弁がございましたが、ちなみになんですが、中学校の部活動への加入人数と比較すると、状況としてはどのような状況になりますか。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課副参事、野口勝彦君。

○スポーツ振興課副参事（野口勝彦君） 答弁いたします。市内中学校の運動部と吹奏楽部のみの参加者は、1,340名です。地域クラブ入会者は752名で、部活動加入者の約半分の人数ですが、事業を開始した時点で地域クラブ化していない部活動も存在しております。市としましては、今後も動向を注視して地域クラブ化を促進するとともに、国の示す改革実行期間内に部活動を地域クラブとして展開できるように努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 全体の約半数が今参加してるということで、あえて多いか少ないかという言及は避けますけれども。ただ、本格実施の初年度ということもあって、今まで中学校で浸透してきた部活動とは違う制度になりますので、生徒や保護者もいろいろと困惑していることとは思います。そうした初年度の経験をぜひ今後に生かして、できるだけ多くの生徒が参加していけるように改善をしていただければと思います。

次に、今年度から休日の地域クラブ活動を開始しましたがけれども、地域展開の目的は少子化による部活動の存在が危ぶまれる中、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目的としています。そのほかにも、教員の働き方改革による部活動の教員の負担軽減などがありますが、今後はどのように事業展開をしていくのか、お聞きします。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課副参事、野口勝彦君。

○スポーツ振興課副参事（野口勝彦君） 答弁いたします。今後の展開としまして、これまで部活動の地域展開を進めていく中、議員の皆様から一般質問を受けた答弁としまして、指導者の確保、受入体制の整備、費用負担の3つを課題として挙げさせていただいておりました。3つの課題を何とか整理して本格的に実施することができました。しかし、事業を進めるに当たり細かい調整も必要となりましたので、その都度、校長会、中体連等に密に連携を取り、協議しています。

その中で課題として、平日は部活動、休日は地域クラブ活動に分かれてしまうことで、公式戦に参加できる生徒や参加できない生徒が発生してしまうことです。今年度の公式戦は部活動として参加することになりましたが、地域クラブの参加は任意となりますので、

地域クラブだけに参加する生徒は、公式戦といわれる中学校体育連盟主催、総合体育大会、新人体育大会、吹奏楽連盟主催の吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテストに参加できないことになってしまいますので、来年度以降も協議してまいります。

指導者の確保についても、指導を希望する教員の兼業兼職のほか、これまでの部活動でつながりの深い地域の方に指導者として御尽力いただいています。現在、教員の兼業兼職の方を含め、78名が地域クラブ指導員として指導に当たっておりますので、今後も取手市スポーツ協会、スポーツ少年団等に声かけをして、指導者の確保に努めてまいります。

また、部活動地域展開で実施する地域クラブ活動については、競技力向上を目的としたチームスクール等である民間クラブとの区別や性質の担保の観点から、その違いを明確化することが求められています。地域クラブは、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できること、学校等との連携が適切に行われていることで、安心安全な活動を目指していますので、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき整備をしていく予定です。

地域クラブ活動は始まったばかりですので、全ての部活動を地域クラブに展開できてはいません。部活動のように引退という概念はありませんが、総合体育大会後、会員数の変動があれば調整する必要がありますが、動向を踏まえて推進していきます。改革実行期間中に、国の方向性に沿って生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保することとともに、そういう場所を提供できるように考えています。まずは、安定的に運営できるような体制整備することを目標として、今後、様々な課題を一つ一つ丁寧に検証して、参加いただいた生徒並びに保護者からも評価される地域クラブを運営していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 議会からも今まで様々な課題が提案されてて、3つの課題があるということ。あと、私も実際見て思うのが、土日に大会があったりとか、そういうときの参加というのは、今後も様々な課題になってくると思いますので、ぜひぜひ、そういった課題等はすぐには検証難しいと思うんですけども、ある程度のスパンでしっかりと検証をして、所々、議会のほうにも御報告を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） まだまだ部活動地域展開、始まったばかりであります。今後検証しまして、その都度都度、子どもたちのそういった部活動の地域展開で、クラブ活動で、そういった場の提供ということで、そういったものを努めていきたいと思っておりますので、その都度、何か変化等ありましたら御報告させていただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 分かりました。ありがとうございます。この質問については以上で終わります。

続きまして、団体活動時の保険適用についてでございます。この質問は、令和6年第3回定例会において、団体活動時の保険適用について質問をさせていただきました。その際、市は全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しており、市が主催・共催する行事や市の管理で行われるボランティア活動中の事故等について一定の補償がある、との答弁を頂いた

ところでございます。

そこで、伺いたいします。現在、取手市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険において、団体活動中の事故やけがについては、どのような場合に保険の対象となるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部長、海老原輝夫君。

〔財政部長 海老原輝夫君登壇〕

○財政部長（海老原輝夫君） 金澤議員の御質問に答弁させていただきます。現在、市では、社会体育活動等に参加中の方の急激かつ偶然な外来の事故に対しまして補償するため、取手市市民総合災害補償規則を定めまして、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入をしております。この保険ですが、賠償責任保険、また補償保険の２種類で構成されております。賠償責任保険は、市の施設管理や業務遂行上の過失により市に法律上の損害賠償責任が生じた場合の損害を補償対象とするものです。また、補償保険につきましては、市主催・共催行事への参加者や市の管理下で活動するボランティアの方などが、急激かつ偶然な外来の事故により被災した場合に、お見舞金を支払わせていただく制度でございます。したがって、団体活動中の転倒や負傷などのけがにつきましては、活動内容や市の関与の状況に応じて補償の対象となる場合がございます。今年度におきましても、庁内各課宛てに、市が本保険に加入していること、市から依頼を受けた社会奉仕活動やボランティア活動、市が主催または共催する行事などの最中に発生した事故などにつきまして、補償対象となる場合があること。事故が発生した場合には、保険適用の可否や手続を確認することなどを周知いたしております。今後も各事業を実施します所管課と連携して、保険の適用範囲や事故発生時の手続につきましては、適切な説明に努めてまいりたいと思います。

〔財政部長 海老原輝夫君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） よく分かりました。各課に対して周知をしていただいているということで、分かりました。でも、近年は夏場の気温上昇により——夏場というか今は本当5月から夏のような気温になることもあります。地域の見守り活動や交通安全活動、また各種団体活動に参加される方々の健康面でのリスクも高まっていると感じております。一方で、活動中の熱中症については、同保険の保険では対象外であると、この令和6年第3回定例会で答弁をされています。現在もその取扱いに変更がないか、改めてお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 管財課長、山田英紀君。

○管財課長（山田英紀君） 金澤議員の御質問に答弁いたします。熱中症につきましては、令和6年11月に県市長会主催の事務担当者会議において、熱中症特約を追加していただくよう要望したところですが、現在も全国市長会市民総合賠償補償保険では、補償の対象外となっております。

令和6年第3回定例会の一般質問で、金澤議員に熱中症の保険対応について御質問を頂き、令和7年度予算編成からは、庁内の説明会において夏季に——夏の時期ですね、所管

事務事業の一環でボランティア活動がある場合、通常の市民総合賠償補償保険では熱中症が補償の対象に含まれないため、必要に応じて別途、損害賠償保険に加入し所要額を予算計上することと新たに項目を加え、対策に必要な事業を実施する場合、別途保険加入を促すよう周知・説明を行っているところでございます。

今後も、熱中症をはじめ、市民総合賠償補償保険ではカバーできないものを、必要に応じて別途、賠償補償保険等に参加することを全庁に周知し、ボランティア団体や市の事業に参加される市民の皆様が安心して活動できるように環境整備を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 安心しました。これからもよろしくお願いいたします。

続いて、スクールガードについての質問に移ります。子どもたちの安全を守るため、登下校時の見守り活動を行ってくださっているスクールガードの皆様には、日々の御尽力に本当に厚く御礼申し上げる次第です。彼らは、登下校時の見守り活動を通じて、地域の安全や子どもたちの安心を支える重要な役割を担っています。一方で、スクールガードの皆様が安心して活動に取り組めるよう、活動中の負傷などに備える補償が必要であると考えます。

そこで、スクールガードの皆様に対する支援制度について伺います。まず、スクールガードの保険加入の現状と、その加入までの流れについてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、金澤議員の御質問に答弁させていただきます。改めまして、この場をお借りしまして、スクールガードの皆様には、子どもたちへの安全確保に御尽力いただき深く感謝を申し上げます。スクールガードの皆様に対する補償といたしましては、教育委員会が契約しているボランティア保険が適用されております。この保険は、スクールガードの活動中における事故や負傷などに対応するもので、安心して活動を行っていただくための一助となっているものと考えております。また、令和7年度からは、活動中の熱中症にも対応が可能なボランティア保険に切り替えて補償の範囲を拡大しております。加入の流れにつきましては、教育委員会が、各学校から報告のあったスクールガードとして活動いただく方の登録情報を取りまとめ、保険会社に一括で申請する形を取っております。個別に手続を行う必要がないため、スムーズに加入が可能となっております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 分かりました。次に、教育委員会では、スクールガードの登録者数はどのように把握をしていますか。また、人数を把握するための具体的な方法について、お尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） お答えいたします。スクールガードの登録者数につきましては、毎年度、登録の窓口となる学校に対し照会をかけ、登録いただいた方を把握しております。保険の契約に際しましては、各学校から報告のあった登録者情報を教育委員会で取りまとめ、年度当初に加入をしております。令和8年度当初は321名の方が加入いたしました。年度ごとの登録状況を更新することで、最新の人数を正確に把握するとともに、年度途中で新規に登録があった場合は、随時に報告を受け付け、遺漏なく保険に契約ができるようにしております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 分かりました。学校に照会をかけ、それで登録者情報を得て入っているということでした。実は、この質問に至った背景が、私が住んでいるところの町内会の総会でこの話が出まして、町内会の会長さんが、スクールガードの皆様には保険適用になっているのかどうか——どうなんですかということで、実際スクールガードの当事者の方は、自分が保険の対象になっていることを知らなくて、で、町内会のほうに投げかけたということなんですけれども、そうするとスクールガードの皆様に対して、保険加入に関する情報はどのようにお知らせ——周知されてますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） お答えいたします。登録者の報告を学校に依頼する際に、加入している保険について情報を周知するように依頼をしております。また、例年4月に開催をする学校向けの予算説明会、こちらにおいて個別に説明項目を設けて、スクールガードの皆様に対して、ボランティア保険が適用されていることをお伝えするように依頼をしております。しかし、議員がおっしゃったように、情報が伝わっていないとの当事者の方からのお話があり、周知が行き届いていなかったことを認識いたしました。引き続き、安心して活動していただけるように、保険加入に際しては定期的な周知を行い、周知不足が解消されるように努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 今の答弁で安心をしました。ぜひしっかりと、学校を通じてスクールガードの皆様はどういう保険でどういう状況かというのは、周知をこれからも徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ちなみになんですけれども、スクールガードの保険が今まで具体的に何か実際に使用された事例というのはあるのでしょうか。もしあれば、その具体的なケースや内容についてお尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） 過去5年間になりますが、2件、保険適用がされた事例がございます。具体的には、交通事故に遭ったもの、それから活動中に転倒して負傷したもの、こちらに対する通院に補償が行われたものでございます。今後、このような事例が発生した際には、速やかに報告を受け、保険会社と学校と連携しながら補償が受けられるようにしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 分かりました。今までもしっかりと対応してくださってるとい

うことで安心をしました。いずれにしても、こういった保険の適用というのは、実際に適用を受けてる方が知らない、本当に意味のないものになってしまうと思いますので、これからもしっかりとした周知徹底をお願いいたします。

以上で一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、金澤克仁君の質問を終わります。

13 時まで休憩いたします。

午前 11 時 50 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、久保田真澄さん。

〔9 番 久保田真澄君登壇〕

○9 番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。今回の一般質問は、防災対策で妊産婦・乳幼児の専用避難所について、母子保健の充実について、双葉地区浸水対策についての3点を取り上げます。

まず初めに、災害時における妊産婦・乳幼児の避難環境の整備についてです。能登半島地震では、一般避難所で、子どもの夜泣きや授乳に気兼ねし、車中泊や半壊した自宅にとどまる潜在的被災者が多発しました。そこで輪島市では、11 か所ある福祉避難所のうち、2 か所を母子専用避難所として開設し、延べ 729 人の母子が利用しました。必要な物資や医療サービスが迅速に提供され、置かれた状況の近い人々が集まったことで交流が生まれ、不安を緩和する役割も果たしたとのこと。近年頻発する大規模災害において、避難所の環境改善、特に災害時要配慮者への支援はとても重要な課題と考えます。

そこで、伺います。災害が発生した場合、妊産婦・乳幼児の避難所で直面する課題についての見解を伺います。

〔9 番 久保田真澄君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長 立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君） 久保田議員の御質問に答弁いたします。避難所において、妊産婦や乳幼児が直面する具体的な課題といたしましては、避難所という共同生活の場における授乳スペースの不足や乳幼児の泣き声による周囲への影響、そしてそれに対する保護者の心理的な負担が懸念されます。市といたしましては、授乳スペースの確保につきまして専用のスペースを設けるなど、妊産婦や乳幼児をお連れの方が安心して授乳できるよう、配慮を行ってまいりたいと考えてございます。乳幼児の泣き声による他の避難者への対応という部分につきましては、避難所内において泣き声を完全に遮断することは難しい現状がございます。そういう場合に備え、テント型のパーティションを設置するなど、心理的な負担を少しでも軽減できるような配慮を行ってまいりたいと考えてございます。

〔総務部長 立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 続いて、お聞きします。妊産婦・乳幼児の避難所の体制は、どのようになっていますか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。避難所につきましては、災害が発生、または発生するおそれがある場合、まずは一般の避難所を開設し受け入れることとなっております。その上で、取手市地域防災計画において、一般の避難所での生活が困難であると判断される妊産婦や乳幼児、あるいは特段の配慮が必要な要配慮者の方々については、状況に応じ、二次的な避難所として福祉避難所を開設し、受け入れる体制を整えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 一般の避難所において、赤ちゃんの泣き声が周囲の迷惑になるのではないかという過度な気兼ねや、授乳スペースの不足、衛生環境の悪化などが懸念されます。当市の出生数ですが、令和5年度で497人、令和6年度で449人、令和7年度で429人となっていて、年々出生数の数は減少してはいるものの、これだけの赤ちゃんが生まれていて、発災時、常に数十人から数百人の妊産婦・乳幼児が市内にいる計算になります。一般避難所のスペースで間に合うのか。もしくは、福祉避難所にしても、高齢者や障がい者の方がいて受け入れるスペースがあるかなどは、大きな課題であると受け止めております。

次に、当市の運営——避難所運営マニュアルにおける妊産婦・乳幼児の具体的な配慮についてお聞きします。まず、ハード面である備蓄品はどのようなものが整備されているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 答弁いたします。災害時における妊産婦や乳幼児用の備品といたしまして、現在、市では、授乳服や母乳パッド等がセットになった妊産婦用品のほか、液体ミルク、粉ミルク、離乳食、紙おむつなどを備蓄しており、妊産婦や乳幼児が安心して避難できるような環境づくりに努めております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 続いて、ソフト面である専門職との連携——例えば、助産師、看護師の巡回など、支援体制はどのようになっていますか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 答弁いたします。災害時における妊産婦や乳幼児への支援につきまして、市では取手市医師会と災害時の医療救護についての協定を締結するなど、医療救護活動に関する連携の強化を図っております。しかしながら、災害の規模や被害状況などにより、対応できる医師の確保や参集が困難な場合なども考えられることから、様々な状況を想定して、あらゆる事態にも対応できるような体制の構築に向けて努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 以上のことは、今後、避難所運営マニュアルの中に明記してい

ただく検討をお願いいたします。妊産婦が抱えるニーズは幅広く、妊娠週数や年齢、初産か経産かなど、一人一人の状況によって異なります。1か所に集まり、個々に応じた支援を提供しやすい母子専用避難所を設ける意義は大きいと思われます。妊産婦・乳幼児の専用避難所の設置についてですが、市の公共施設のうち、ふだんから乳幼児や母親が利用している子育て支援センターなどはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 答弁いたします。妊産婦や乳幼児の専用避難所の設置についてでございますが、発災直後は避難者が殺到し、妊産婦や乳幼児だけでなく、高齢者や障がい者などを含め多くの方が避難されることも想定されます。そのような状況において、発災直後から避難者の特性に合わせてあらかじめ専用の避難所を設置することは、受け入れ時の混乱や支障を招くなど、困難な面がございます。現在の対応といたしましては、避難所としてできるだけ多くの方を受け入れる中で、妊産婦や乳幼児専用のパーティションを設けるなど、状況に応じた対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今現在はそのような状況ということですが、今後についての見通しについての御所見を伺います。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 答弁いたします。妊産婦や乳幼児への配慮は、避難所における心理的な負担の軽減に重要なものと認識しております。避難所によっては、開設時に複数の部屋が利用できる場合がありますので、避難所の受入れ状況等を鑑み、そのときの状況に応じて、避難所の体制についても臨機応変に対応できるように努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。我慢を強いられがちな避難所生活で、被災者の尊厳とウェルビーイングを保つ工夫が大切と考えます。専用避難所の整備は、平時からの子育て支援などの延長線上にあるものと捉えて、今後も取り組んでいただきたいと思います。以上でこの質問を終わります。ありがとうございました。

続きまして、母子保健の充実について伺います。日本では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれています。中でも、1,500グラム未満の極低出生体重児の赤ちゃんは、毎年約5,000人誕生しており、高止まりの状況にあります。これらのお子さんの健やかな成長を支えるためには、医療だけではなく、母子保健の充実が必要と考えます。

そこで、お伺いいたします。本市において、低出生体重児や極低出生体重児の出生数や割合はどのような状況にあるのでしょうか。また、これらのお子さんやその御家族に対する支援体制についてどのような取組が行われているのか、現状を伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 御質問にお答えいたします。本市における低出生体重児及び極低出生体重児の現状について、令和7年度の実績になりますが、本市で出生した新生児 429 人のうち、出生時体重が 2,500 グラム未満の低出生体重児の割合は 41 人で全体の約 9.5%、出生時体重が 1,500 グラム未満の極低出生体重児は 2 人で、全体の約 0.4%の割合となっております。本市の 2,500 グラム未満児の統計を平成 30 年度から見てみますと、7%から 10%の間を推移しており、ほぼ横ばいの状況です。

次に、これらのお子さんやその御家族に対する支援体制についてですが、低出生体重児及び極低出生体重児のおさんは、医療機関より、医療で行われた経過の引継ぎと今後必要となる支援についての申し送りがあります。医療機関の退院を確認次第、地区担当保健師が家庭訪問を実施し、発育状況や育児の様子、医療が必要な状況の有無についての確認と評価を行い、必要時は医療機関と連携を取るなどの支援を行っております。また、お子さんの成長とともに新たな心配事が出てくることも想定されるため、随時、地区担当保健師が電話や家庭訪問などを行い、お子さんと家族に寄り添った伴走型支援を行っております。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 続いて、今後の母子保健の充実に向けた市の方針について伺います。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） それでは、答弁させていただきます。本市では、低出生体重児及び極低出生体重児を含む全ての子どもたちが、健やかに成長できる環境を整えることを重要な施策と位置づけております。今後は、より個別化された支援の実施や医療機関、保育・教育機関との連携強化を図るとともに、支援の担い手である保健師の育成にも注力してまいりたいと考えております。また、支援が必要な家庭が漏れなくサービスを受けられるよう、情報発信や相談体制のさらなる充実にも取り組んでまいります。さらに、地域全体で子育てを支える体制の強化や、オンラインを活用した効率的な支援の取組も必要であると考えておりますので、引き続き、市民の皆様の御意見を伺いながら、母子保健施策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 次に、妊産婦への母乳バンクに関する正しい情報提供についてお聞きします。母子保健は、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるだけでなく、その家族の安心と幸福を実現するための重要な施策の一つです。その中でも、妊産婦の健康を守り乳幼児の栄養を確保することは、初期の子どもの発達において非常に重要な要素であり、社会全体で支えるべき課題です。近年では、母乳バンク、いわゆるドナーミルクが注目されており、特に母乳育児が難しい状況にある妊産婦や低出生体重児を持つ家庭にとって、大変重要な選択肢となっています。しかし、まだまだその認知度が低く、正しい情報が十分に行き届いていないのが現状です。母乳バンクの安全性や提供システムに関する正しい情報が伝わらないことで、不安や誤解が生じ、利用をためらうケースもあると伺

っています。本市においても、母乳バンクやドナーミルクに関する正しい情報の提供を推進することは、母子保健のさらなる充実につながると考えます。そこで、本市では、母乳バンクやドナーミルクに関する情報提供をどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） 御答弁させていただきます。本市におきましては、母子保健事業の一環として、母乳育児や乳幼児の栄養に関する情報提供を行っております。御質問の母乳バンクやドナーミルクに関する情報提供につきましては、赤ちゃん訪問などの相談時において御紹介をさせていただいております。引き続き、必要とする方に適切な情報を提供してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 続いて、妊産婦やその家族に向けた情報提供や相談体制は整備されているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。本市では、妊産婦やその家庭を支援するために、母子健康手帳交付時や妊婦健康診査、マタニティクラス、赤ちゃん訪問、乳幼児健診の場を活用し、必要に応じて個別の相談を行っているところでございます。これらの機会を通じて、母乳育児や乳幼児の栄養に関する一般的なアドバイスを行っております。一方で、母乳バンクやドナーミルクに関する相談件数は少ない状況にございますが、今後、妊産婦やその家庭に対して適切な情報提供や相談対応が行えるよう、保健センター内の勉強会において、母乳バンクに関する知識を共有し、相談体制の向上に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。母乳バンクの利用を促進するための周知活動について、今後の取組をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。母乳バンクそのものの認知度が、全国的にまだ低い状況にあるというのは議員の御紹介のほうで周知のところですが、母乳バンクの利用方法などについて、今後、市の広報紙やホームページ等でお知らせしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 次に、ドナー登録に関わる市民への周知・啓発についてです。母子保健の充実、地域の未来を担う子どもたちとその家族の健康を支える上で、非常に重要な取組であると認識しています。特に母乳は、新生児にとって栄養価が高く、免疫力を高める効果があることが広く知られています。一方で、様々な事情から母乳を提供できないお母さんたちもおり、母乳バンクの存在が、そのような御家庭の支えとなっています。しかしながら、母乳バンクがどのように機能しているのか、またドナー登録の重要性について、市民の間で十分に認知されているとは言えません。市として、母乳バンクのドナー登録に関わる市民への周知や啓発をどのように進めていくのか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。母乳バンクのドナー登録に関わる市民の周知や啓発につきましては、母子保健の充実を図る取組であると認識しております。現在、母子保健事業の一環として、妊婦健診や乳幼児健診の場で母乳の重要性について情報提供を行っておりますが、母乳バンクのドナー登録に関しても、認知度を高めるために、今後、広報紙やホームページさらには子育てアプリを活用して情報発信を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 最後に、近隣の龍ヶ崎市では、今年の4月から、母子手帳を交付時に母乳バンクを紹介するチラシを配布しているようですが、取手市でも同様の取組をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。妊婦健診や母子手帳交付時といった対面での接点において、母乳バンクに関するチラシやパンフレットを配布することは、母乳バンクの重要性やドナー登録について、妊娠初期から有益な情報を得られるものと考えております。本市としても、母乳バンクの重要性について、市民の理解を含めドナー登録についても認知度を高める取組として、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） それでは、アプリのT o r i C o（トリコ）が今実施されておりますので、ぜひ、T o r i C o（トリコ）のほうにも載せていただくということは可能でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。御質問の子育てアプリT o r i C o（トリコ）を活用した情報発信につきましては、効果的な手法で取り組むべき課題と考えております。特に母乳バンクやドナー登録に関する情報は、乳幼児——乳児育児が難しい妊産婦や低出生体重児の家庭にとって非常に有益であり、安全性や利用方法などの適切な情報を提供できるものと考えます。妊産婦や乳幼児を取り巻く環境をさらに充実させるために、子育てアプリを活用した母乳バンクやドナーミルクに関する情報を検討してまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。私はこれまで一般質問において、若年層に向けたプレコンセプションケア——妊娠前からの健康管理、痩せ過ぎ防止など、また医療上の理由などで小さく生まれるリトルベビーについて取り上げてまいりました。この生まれる前からの切れ目のない支援により、誰一人取り残さない理念の下に、取手市の母子保健施策が安心のネットワークと構築されていることを期待して、この質問を終わります。ありがとうございました。

近年、地球温暖化の影響によるゲリラ豪雨や大型台風の頻発に伴い、浸水被害対策の重

要性が極めて高まっています。今まで双葉地区の浸水対策については一般質問で取り上げてまいりましたが、今回は事前防災の観点からお聞きします。市として、浸水対策についての事前防災として取り組んでいることはどのようなことでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、原部英樹君。

〔建設部長 原部英樹君登壇〕

○建設部長（原部英樹君） それでは、久保田議員の御質問に答弁をいたします。令和5年6月2日に発生しました大雨により、双葉地区の周辺から団地内に雨水が流入したことを踏まえ、市としましては、これまで様々な対策を講じてまいりました。勘兵エ堀排水路及び大夫落排水路からの越水対策として、茨城県と取手市が工事費を負担しまして、排水路の管理者であります福岡堰土地改良区におきまして、かさ上げ工事を実施しております。また、各排水路には監視カメラを設置しまして、リアルタイムに水位の状況などを確認することができました。道路の各地点には5か所、道路浸水センサーを設置しまして、迅速な交通規制なども可能となりました。さらに、双葉団地の西側からの雨水の流入対策として、双葉三丁目側、勘兵エ堀排水路脇の市道から団地内への流入被害を軽減するため、土のうや止水板の設置をすることとしております。降雨の状況や道路の冠水状況、排水路の状況に応じまして、消防本部におきましては、大型水のうのタイガーダムを設置することとしております。また、双葉団地の東側の双葉緑道沿いには、水田からの雨水の流入対策として、土のうや止水板を3か所設置することとしております。今後も気象状況や雨水の状況など注視をいたしまして、庁内関係各課連携し、浸水対策の対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。

〔建設部長 原部英樹君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 先日、台風6号が関東を直撃しましたが、事前に気象庁の予報で分かっていたので、浸水被害に備えることができたと思われまます。事前防災の中でも、土のうの適時適切な設置についてですが、私も台風が来る前日に土のうの設置箇所を確認させていただきました。課長も来られていて、目視で設置場所を確認し、補足が要る箇所には土のうの追加をしていただきました。

スクリーンをお願いします。

〔9番 久保田真澄君資料を示す〕

○9番（久保田真澄君） 緑道側にはこのように3か所、勘兵エ堀排水路脇の箇所は、このように設置していただいていたありました。6月3日の当日、風雨が収まってきたお昼過ぎに止水板設置箇所を確認しに行くと、緑道側は水もたまっていなく問題はありませんでした。勘兵エ堀排水路脇のところは水がたまっていて、水位を見ますと10センチを超えたところになっていました。近くに住んでいる方を尋ねると、「台風が来ると分かっているときは事前に避難するが、今回は浸水防止の対応をしてもらったので安心して家にいることができた」との声を聴くことができました。

2021年3月の定例会において、落合議員が気象防災アドバイザーの活用を提案し、現

在、取手市では突発的な豪雨や台風に備え、気象防災アドバイザーと契約を締結しています。この契約により、市は24時間体制で専門的な助言を得ることが可能となりましたが、庁内でどのように活用されているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長 立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君） 久保田議員の御質問に答弁いたします。気象情報につきましては、昨年度より民間の気象会社と随時、気象解説等の提供を受ける業務委託の契約を締結しており、早期注意情報の発表時や台風接近時などに、取手市への影響などについて常時確認できる体制を整えてございます。気象予報士からの気象解説を受けた情報につきましては、その情報を建設部や農政課、消防本部に共有することで、迅速な体制整備に努めております。また、災害発生リスクが高まったと予想される場合には、災害対策本部会議等において気象解説をいただき、本部員間でも共有し、避難所の開設や避難情報の発令のタイミングなど、迅速かつ適切な災害対応につなげているところでございます。

〔総務部長 立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。気象情報と連動した土のう設置のタイムラインについて、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 久保田議員の質問に答弁いたします。土のうの設置など雨水対策などのタイムラインにつきましては、台風やゲリラ豪雨などにより取手市災害応急処理本部の開設が見込まれると判断したタイミングで、土のうなどの設置の準備をしております。災害応急処理本部の開設後は、速やかに対応できるよう備えているところではございますが、災害応急処理本部の開設の有無にかかわらず、先ほど答弁にもありました、民間気象会社の気象予報士からの気象解説の情報や、農繁期などの用水路の水位状況、市職員の巡回中に把握した道路状況等を踏まえまして、必要に応じた土のう積みの対応を行ってきたところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。今回は本当に事前に気象情報などを完備して、止水対応の取組について行っていただいたと思います。気象庁は、5月28日から局地的な豪雨を引き起こす線状降水帯発生の可能性が高まっていることを知らせる直前予測を、大雨や河川氾濫などの警報・注意報を再編した防災気象情報と併せて開始し、予測精度が向上しています。こういった情報をいち早く取り入れ、早めの対応で市民の安全な暮らしを守っていただけますようお願いいたします。

最後に、事前防災としてもう一点、止水板設置補助事業の導入についてお聞きします。目前に迫る出水期——目前というか、もう既に入ったんですけれども、出水期の備えとして、市民自らが命と財産を守る自助の取組を公的に後押しすることが大切と考え、その具体的な対策として有効なのが、建物の出入口に設置して水の浸入を防ぐ止水板の設置です。

他自治体の事例を見ますと、過去に浸水被害に遭った世帯、またハザードマップの浸水想定区域内の物件を対象に、止水板の購入・設置費用の2分の1から3分の2（上限10万円から数十万円）に至るまでを補助する事業を行い、大きな成果を上げています。本市においても、市民の経済的負担を軽減し、自衛的な防災行動を促進するために、こうした制度を立ち上げるべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。大雨等の災害に備えたハード整備として、自宅への止水板の設置は、浸水被害を軽減する手段の一つと認識しております。県内の市町村における同様の補助制度について確認したところ、古河市・日立市・高萩市において、類似した制度を整備している状況でございました。止水板設置における補助制度につきましては、水害のハザードエリアが約60%を超える本市の状況を踏まえ、導入自治体の取組を参考に調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今、伺いますと、取手市の60%が該当するということで、確かにそのパーセンテージを聞きますと、難しいのかなという実感はあります。災害から市民の生命と財産を守ることは、行政の最優先の責務だと考えております。市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを求めて、私の質問を終わりといたします。御答弁ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、久保田真澄さんの質問を終わります。

続いて、古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） 公明党の古谷貴子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の質問は、1番、猛暑対策について、2番、感震ブレーカーについて、3番、ごみ収集とごみカレンダー等の配布についての、3つの事項について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここ数年の夏の暑さは、命を脅かす深刻な問題となっています。5月で真夏日や猛暑日を観測するなど異常な暑さとなり、気温の高い日数が年間を通してとても多くなっているようです。市内小中学校の体育館にもエアコンが設置され、体育の授業や部活動にも安心して取り組むことができます。そして、その体育館は避難所としても安心して使っていただけるようになっております。

そこで1つ目の質問です。先日頂いた資料の中に、令和6年4月に施行された気候変動適応法の一部改正により、暑さをしのげる場所として指定暑熱避難施設が制度化されました。取手市では令和6年6月から、公共施設や民間施設をクーリングシェルターとして指定をしています。今の時期になりますと、町のあちらこちらで「クーリングシェルター」との旗を見かけます。日中の外出時の熱中症のリスク軽減の対策として、また猛暑の対策としても、クーリングシェルターはとても有効であると思います。市内に設置しているクーリングシェルターの数や設置期間、利用状況などを、まずお伺いいたします。

〔4番 古谷貴子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君） お答えいたします。公共施設や民間施設をクーリングシェルターとして活用することは、熱中症対策の一環として非常に有効な手段であり、地域社会の安全と健康のために重要であると認識しております。特に、高齢者や体力の弱い方々、外出中の方などにとっては、気軽に利用できる休憩場所になると考えています。また、市として、熱中症特別警戒アラートが発表された場合などにクーリングシェルターを設置することは、公共施設の冷房施設や民間施設の快適な環境を生かすことができ、施設を最大限に有効活用するという点でも有益であると考えております。

令和８年度のクーリングシェルターの設置状況ですが、４月２２日から１０月２１日までを開放期間とし、公共施設１４か所、民間施設４２か所の、計５６か所設置しております。なお、令和７年度の設置数については、公共施設１４か所、民間施設４１か所の、計５５か所で、利用者数については、実際に休憩されている方が当該施設の利用者かの区別が難しいことから、分かる範囲となりますが、延べ２,６３４人となっております。以上です。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君） それでは、そのクーリングシェルターの今後の利用促進と今後の対応について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） それでは、ただいまの御質問に御答弁させていただきます。クーリングシェルターは、特に高齢者の方や体力の弱い方々が通いやすいような工夫が必要であることから、関係機関と協力して、熱中症対策の啓発をはじめ、クーリングシェルターの利用案内の周知を行い、市民の健康を守っていくことに取り組んでいく必要があると考えております。

市民の利用促進については、関係機関と連携しながら熱中症対策の啓発活動を実施し、クーリングシェルターの利用案内を広く周知しております。具体的には、５月１５日号広報とりで及び市ホームページに利用の案内を掲載しているほか、ホームページ内に熱中症予防のハザードマップ的な役割として、クーリングシェルターの位置を分かりやすく示すシェルターマップを公開しておりますので、外出する際や熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、シェルターマップを御確認していただくと御安心できるかと思います。

現在、民間施設を中心としたクーリングシェルターの増設を進めており、スーパーやドラッグストアといった空調設備の整った商業施設と協定を締結し、協力体制を強化しているところでございます。今後も、高齢者や体力の弱い方々が利用しやすい環境を整備することを目指し、さらなるクーリングシェルターの設置に向けて、引き続き民間施設の募集や協定締結を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○４番（古谷貴子君） 大変ありがとうございます。５月１５日号の広報とりでも拝見い

たしました。また、歩いていると本当に旗が分かりやすくて、皆さんの目に留まりやすいかと思います。さらなる設置と利用拡大に向けて、推進をよろしくお願いいたします。

次に、猛暑対策の一つとして、防災無線での呼びかけや防災ラジオ等での呼びかけがあります。また、環境省が発表する情報をメールで配信されるサービスが無料で受け取れるなど様々なツールがありますが、防災無線が聞き取りにくかったり、ラジオがなかったり、またそういうツールなどで聞き取れないという、対応が難しい方々も多くおられます。熱中症で搬送される方の約半数近くが高齢者ともいわれています。命を脅かす暑さを知っていただくための対策として、市としてはどのような対策をお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長 立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君） 古谷議員の御質問に答弁いたします。熱中症警戒アラート等が発表された際、市では発表当日の朝 9 時 30 分に、防災無線及び防災ラジオにより注意喚起を行っているところでございます。防災無線の内容が聞き取りづらいとの御意見に対しましては、放送内容と同様の情報を取得できる防災ラジオや市ホームページ、メールマガジン、フリーダイヤルなどを案内しているところです。引き続き、様々なツールによる情報の取得方法について周知を進めてまいりたいと考えてございます。

〔総務部長 立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4 番（古谷貴子君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。先ほどのクーリングシェルター、それからエアコンなどをうまく活用していただき、熱中症のリスクを少しでも減らしていただけるような周知をよろしくお願いいたします。

続きまして、災害用備蓄品についても伺います。避難所の環境は様々、いろいろ整ってはきていると思いますが、軽度の脱水症状の場合などに、経口補水液を補うことで回復も見込まれます。指定避難所の備蓄品の中に経口補水液は備蓄されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁させていただきます。経口補水液につきましては、市において、まだ現在整備されてない状況にございますが、内閣府においても、夏季の避難所運営における熱中症の応急措置として、経口補水液による水分補給が推奨されており、本市といたしましても、その有用性は認識しているところでございます。市の災害備蓄品としての導入に当たっては、保存年限をはじめとする要件のクリアが課題となることから、今後はこれらの条件について合致する製品を調査し、備蓄品の追加に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4 番（古谷貴子君） 軽度な脱水症状などには、本当に効果が期待される経口補水液でございますので、ぜひ備蓄のほうよろしくお願いいたします。この質問は以上です。ありがとうございました。

次の質問に移ります。過去にも、染谷議員や先輩の阿部洋子元議員も一般質問等で取り上げております、感震ブレーカーについてお聞きいたします。地震などの災害時に一度停電をして、その後また通電したときに、熱器具が動き出し、配線がショートし火災が発生する。皆さんも御存じのとおり、2024年1月の石川県輪島市での朝市での火災の原因も、電気配線のショートと見られます。ぜひ、多くの方に感震ブレーカーの仕組みを知り、設置をしていただきたいと思います。市民の皆様への普及啓発はどのようにされておりますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

消防本部消防長、岡田直紀君。

〔消防長 岡田直紀君登壇〕

○消防長（岡田直紀君） 古谷議員の御質問にお答えさせていただきます。感震ブレーカーの普及啓発についてであります。まずは感震ブレーカーの設置推進の経緯について、お伝えさせていただきます。阪神・淡路大震災や東日本大震災で原因が特定された火災の半数以上が、電気が原因とする火災でありましたことから、震度5強程度の地震が発生したときに、地震の揺れを感知して建物の電気を遮断する感震ブレーカーの設置促進が進められてきたところでございます。

先ほど古谷議員からもありましたように、令和6年元日の能登半島地震で発生した、石川県輪島市での大規模な火災においても、地震による電気火災が発生原因と考えられますことで、総務省消防庁から、地震発生時の電気火災を未然に防止するために感震ブレーカーの普及促進を各市町村の条例に加えるよう通知されまして、当市においても令和7年第4回定例会で、火災予防条例の住宅における火災の予防の推進に感震ブレーカーの普及促進を追加させていただいております。取手市として、消防本部が行っている感震ブレーカーの普及啓発活動にありましては、こども天国などのイベントにおいて、感震ブレーカーのデモ機を展示し、来場の方に地震発生時の電気遮断を確認していただく作動体験のほか、リーフレットの配布、そしてまた職員による説明を行い、通電火災の危険性や感震ブレーカーの仕組み・必要性について、理解を深めていただけるよう努めております。

しかしながら、感震ブレーカーの認知度はまだまだ低い状況にあると感じております。消防本部としましては、今後も関連部署と連携を図りながら、現在実施しているイベントでの活動に加え、ホームページや広報紙・SNSなどを利用した情報発信、また事業所における消防訓練や自主防災組織が行う防災訓練など、様々な機会を通して普及啓発活動を行い、感震ブレーカーの設置促進に取り組んでまいります。以上です。

〔消防長 岡田直紀君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 様々な普及啓発、本当にありがとうございます。承知いたしました。では、その感震ブレーカーはどのような種類があるのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 消防本部予防課長、満 健一君。

○消防本部予防課長（満 健一君） 古谷議員の御質問に答弁させていただきます。感震ブレーカーには4つの種類がございます。1つ目は分電盤内蔵型で、分電盤に内蔵された

センサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断するものです。設置するには電気工事士の資格が必要となります。2つ目は分電盤外付け型で、分電盤に感震機能を外付けするもので、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置が可能となるものです。こちらでも設置するには、電気工事士の資格が必要となります。3つ目はコンセントタイプで、コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断するもので、設置するには、電気工事士の資格が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけの、電気工事士の資格が不要なタイプがございます。最後に4つ目ですが、簡易タイプで、ばねの作動やおもりの落下などによりブレーカーを落として電気を遮断するもので、設置するには電気工事士の資格は不要となります。以上となります。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 様々な種類の御紹介ありがとうございます。これは種類も、また設置の方法も違ってきているのですが、お値段は幾らぐらいするものなののでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 消防本部予防課長、満 健一君。

○消防本部予防課長（満 健一君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。総務省消防庁などのリーフレットによりますと、分電盤内蔵型の標準的なもので約5万円から8万円、分電盤外付け型では約2万円、コンセントタイプでは約5,000円から2万円、簡易タイプは約3,000円から4,000円程度となっております。以上となります。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 種類も様々、お値段も様々ということで、本当にそれを選ぶのはつける側だと思うんですけども、様々な形を通して今後も普及啓発のほうをよろしく願いたいします。

それでは、このたび県としてもこの感震ブレーカーを設置する世帯に対し、購入・設置にかかる費用を、市町村を通して設置にかかった金額の3分の2、もしくは上限3万5,000円を補助すると新聞などでも報道されました。既に購入・設置したというお声も頂いたところです。県の補助制度を受けて、市としてこの補助制度の対応をどうなさるか伺いたいします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。大規模地震における火災の約半数が電気に起因しており、停電復旧時の通電火災も2次災害の要因となっております。今年度、茨城県におきまして、地震発生時における電気火災の発生や延焼を防ぐための感震ブレーカー設置促進事業が示されました。避難時における通電火災の予防として、感震ブレーカーの普及は、市民の皆様の生命と財産を守る上で有効な手段であると認識しており、市でも、このたび県が示した制度を活用し、市内への感震ブレーカーの普及促進を図ってまいりたいと考えております。県からは、補助の対象や要件、財政負担の割合などが示されているところですので、詳細を確認してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） よろしく願いたいします。本当に災害が多発しておりますのでぜひ、各ご家庭にこの感震ブレーカーを設置していただきたいと思います。どうぞよろし

くお願いいたします。これでこの質問は終わります。

最後の質問になります。1年前の6月定例会においても、入江議員のほうから、ごみカレンダーの重要性と未配についての一般質問があり、改善していくとの御答弁を頂いております。しかしながら、「今年度もまたカレンダーが届いていない。またカレンダー配布の少し前に配布していただいた黄色の不燃用ごみ用の袋も届いていない」との声を多くいただきました。1軒2軒ではなく、何軒もまとまって届いていない地域もありました。環境対策課のほうにも、個別に御連絡が行っているのではないかと思います。配布している業者の管理や配布先のチェックはどのようにされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、古谷議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま議員から御指摘のありましたとおり、ごみ分別収集カレンダーが届いていないという御連絡を多数頂きまして、市民の皆様には御不便と御心配をおかけしましたことを、おわび申し上げます。今回の配布業務につきましては、ポスティングによる業務委託としまして、GPSによる管理、それからコールセンターの設置が可能である事業者と契約をいたしたところでございます。配布期間中は、同社がGPSを用いましてポスティング配達員の行動をチェックし、市としましては、地区別の配布報告書を基に、随時、進捗状況の確認を行ってまいりました。それにもかかわらず、結果として多数の未達が発生した事態につきましては、大変重く受け止めております。市といたしましては、コールセンター等に申出のあった世帯に、受託事業者や市職員による迅速な再配達を行わせていただいたほか、各市役所窓口や公民館・図書館など、市内25か所の公共施設へカレンダーを配置いたしまして、市民の皆様が速やかに入手できるよう、丁寧に御案内をしてきたところでございます。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） もちろん、取手市内、多くの世帯がございますので、市の職員ではもう対応し切れないので委託業者をとというお話を今頂きました。この配布している委託業者は、どのように選定して、何社と契約しておられるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） お答えいたします。令和7年・8年度入札参加資格名簿に登載され、GPSシステムによる運行管理やコールセンターの設置が可能であり、他の自治体での実績のある事業者を選定しております。また、市内全域を1事業者に委託をさせていただきました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 1社ということで今伺いました。この委託業者は年度によって変更されるんですか、それとも何年か継続してこの業者にお願いするという形なんですか。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） お答えいたします。業者の選定につきましては入札を行っておりますので、毎年変わる可能性がございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 地域に不慣れな配達員の方もいらっしゃると思います。しかし、LINEやホームページで確認できない方たちにとって、この紙のごみカレンダーは本当に必要なツールです。配布漏れの無いよう、今後もよろしくお願いいたします。

次に、ごみカレンダーや配布物の未配の今後の改善策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課副参事、秋田 諭君。

○環境対策課副参事（秋田 諭君） 古谷議員の御質問に答弁いたします。今後の体制につきましては、ごみ分別収集カレンダーの配布を、単なる広報物の投函ではなく、市民生活を支えるための重要な配達業務として改めて位置づけてまいります。具体的には、全ての世帯へ確実な到達を目的とした配達サービスの導入の方法について、事業者へのヒアリングなど検討を進めるとともに、市内の各部署が実施している情報伝達手法を横断的に比較・検討し、本市の地域特性に最も適した手法の精査に努め、確実にごみ分別収集カレンダーが届けられる仕組みの構築に向けて取り組んでまいります。さらに、カレンダーそのものを確実にお届けすることに加え、スマホ市役所の「ごみの日リマインダー」などのデジタルツールによる補完的な情報発信を組み合わせることにより、より効率的な情報伝達を図ってまいります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ただいまございましたように、様々な手法で、ごみカレンダー・ごみの収集日のお知らせをしていただいていると思います。私もできないながら、LINEで、ごみの次の収集日を確認できるようにやっとなりまして、本当に便利で、夜7時になると、明日は可燃ごみとか、何ごみとかと流れてくるので、本当に安心して準備ができるんですけども、そういうツールを使えない方たちこそ紙のごみカレンダーが必要で、また不安になるという思いがあると思います。ぜひ、今後対策をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、今年度から黄色のごみ袋——不燃の割れ物等が増え、さらに第3と第4金曜日の収集日が入れ替わるなど、現場では少々混乱しているところもあるかと思います。故意ではないと思いますが、ごみ収集場所には、収集日のごみとは違う袋が残っているところも現在少なくありません。地域によっては、ごみ置場に貼り紙等をしてくださっている方もいらっしゃいます——明日は青い袋とか黄色い袋とか、様々な努力もしてくださっていますが、なかなか改善がされないようです。そんな残ったごみに対しての対策は、何かされているのでしょうか。例えば、青い袋が残っていたら、もう一度そのごみ袋を回収に行くとか、そういうことはされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） 古谷議員の御質問に答弁いたします。不燃ごみの分別については、本年4月から金属類・割れ物とプラスチック類の分別徹底を目的に、専用袋の

使用義務化と排出日の変更を実施いたしました。このような制度変更の結果、市内の集積場所では、第3金曜日に黄色い専用袋で排出すべきところ、青い専用袋が誤って排出され、残されてしまう状況を確認しております。正しい分別と排出方法を早期に理解いただくため、市では誤って排出されたごみはその場に残置し、翌週に収集する方針で対応しつつ、衛生上や次回の排出に支障が生じている場合は、個別に対応を図ってまいりました。今後の対策といたしましては、同様の対応方針の下、ごみ分別収集カレンダーの確実な配達方法を精査するほか、引き続き、市広報紙やホームページ・SNS・出前講座などによって粘り強く啓発に努め、分かりやすく丁寧な情報発信と周知を図り、正しい分別と排出の定着に向けて取り組んでまいります。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ごみは1年を通して、土日を除いて、ほとんどの日に回収があります。ごみの資源化のために、分別はやむを得ないところですが、カレンダー等の未配がなくなり、ごみ分別と確実な回収に市民の皆様にも御理解・御協力いただけますよう、今後もぜひよろしくお願いをいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、古谷貴子さんの質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時01分散会